

令和元年12月13日
国際企画会議承認
令和3年5月14日
国際企画会議改正承認

金沢大学学生の派遣留学に関する申合せ

(趣旨)

第1条 この申合せは本学学生の派遣留学に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この申合せにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 派遣留学 本学と大学間交流協定又は部局間交流協定を締結している外国の大学等（以下「協定校」という。）との間で交わされた「学生交流の覚書」に基づき本学が学生を協定校へ派遣する留学をいう。

(2) 派遣留学生 本学が派遣留学候補者として協定校へ推薦した者で、協定校から受入れを許可された者をいう。

(応募資格)

第3条 派遣留学に応募できる学生は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 本学の正規学生（ただし、国費外国人留学生及び外国政府派遣留学生を除く。）
- (2) 原則として応募する時点の前の学期の学業成績がGPA2.0以上の者
- (3) 協定校において単位互換制度を用いて単位を取得しようとする者
- (4) 留学終了後に本学に戻り学業を継続しようとする者
- (5) 心身共に留学に耐えうる状態にある者

(応募書類)

第4条 派遣留学応募に必要な書類は次の各号のすべてとする。

- (1) 派遣留学計画書
- (2) 派遣留学候補者推薦書
- (3) 語学能力を証明する書類
- (4) 学業成績証明書（他大学出身の大学院生又は編入学歴のある学生のみ）
- (5) 誓約書

2 その他必要な書類は、別に定める。

(留学回数)

第5条 派遣留学応募の回数に制限は設けないものとする。ただし、派遣留学候補者の選考においては派遣留学をしたことがない者を優先することとする。

(派遣数)

第6条 同一期間に同一の協定校へ派遣する学生の数は、「学生交流の覚書」により定められた数を上限とする。

(派遣留学候補者の決定)

第7条 派遣留学候補者は、別に定める選考方法に基づき留学推進委員会が選考し、国際企画会議の承認を経て、副学長（国際担当）が決定する。

(学籍)

第8条 派遣留学生の留学中の本学学籍上の取扱いは「留学」とする。

(留学の手続き)

第9条 派遣留学生は、「留学届」（所定様式）を提出し、「留学届受理書」により学長の許可を得なければならない。

2 派遣留学生は、「海外渡航届」（所定様式）を原則として渡航する4週間前までに国際部留学企画課留学推進係へ提出しなければならない。

3 派遣留学生は、本学が指定する海外旅行保険及び危機管理サービスに加入しなければならない。

(留学期間)

第10条 留学期間は「学生交流の覚書」等に基づく期間を原則とし、3か月以上12か月以下とする。ただし、留学の開始日及び終了日は協定校の学年暦に合わせるものとする。

(留学期間の変更)

第11条 派遣留学生が、やむを得ない理由により留学期間を変更する場合は、「理由書」を国際部留学企画課留学推進係へ提出し、学長の許可を得なければならない。

(留学許可の取り消し又は中止)

第12条 派遣留学生が、次の各号のいずれかに該当した場合、学長は留学許可を取り消し又は留学を中止させることができる。

- (1) 自然災害、感染症の発生、国政又は国状等により緊急を要する場合
- (2) 本学又は留学先の協定校において、公序良俗に反する行為を行った場合又は修学の状況が不良な場合
- (3) 本人の事情により留学を継続できなくなった場合
- (4) 所定の期日までに必要な書類及び報告書を提出しない等、定められた義務を怠った場合
- (5) 学則及び諸規程に反した場合
- (6) その他学長が留学許可の取り消し又は中止が妥当と判断した場合

(留学の辞退)

第13条 派遣留学生が、やむを得ない理由により留学を辞退する場合は、「派遣留学辞退届」を国際部留学企画課留学推進係へ提出し、学長の許可を得なければならない。

(授業料)

第14条 留学期間中に発生する本学授業料は本学に納付しなければならない。ただし、留学先協定校の授業料は「学生交流の覚書」に基づき免除する。なお、派遣留学生の語学力不足等の理由により、語学研修や語学コースを受講しなければならない場合に必要となる諸費用等は派遣留学生の負担とする。

(留学中の報告)

第15条 留学中は所定の報告書を国際部留学企画課留学推進係へ提出しなければならない。

(留学終了の手続き)

第16条 派遣留学生は、留学終了後、次の表に掲げる書類を所定の期日までに国際部留学企画課留学推進係に提出しなければならない。

書類	期日
(1) 帰国届	帰国後、1週間以内に提出
(2) 渡航を証明する以下のいずれかの書類 ・パスポートの写し（顔写真及び日本、渡航先国の出入国スタンプページ） ・搭乗券の写し（パスポートに出入国スタンプがない場合） ・搭乗証明（搭乗券を提出できない場合）	帰国後、速やかに提出
(3) 留学先の協定校が発行した成績証明書（あるいは在学証明書・修了証明書）	帰国後、速やかに提出
(4) 派遣留学レポート	帰国後、1か月以内に提出
(5) 派遣留学報告書用原稿	国際部留学企画課留学推進係が指定する期日

(事務)

第17条 学生の派遣留学に関する事務は、国際部留学企画課留学推進係が行う。

附則

この申合せは、令和2年度に開始する派遣留学から適用する。